

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年 5月20日(水) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 18名(委員総数19名)

会 長	16番	中浦 優					
副会長	6番	岩倉 節夫					
委 員	1番	久保 一	2番	宮川 昭史	3番	鈴木 多計士	
	4番	秦 守	5番	高橋 豊文			
	7番	林 一典	8番	臼杵 慶幸	9番	宮井 章裕	
	10番	近石 義則	11番	堀江 祐二	12番	山口 靖永	
	13番	兼若 香寿美	14番	松浦 功	15番	栗田 美博	
			17番	近藤 茂義			
	19番	平川 裕子					

欠席委員 1名

欠席者 18番 赤股 誠治

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広		
職 員	小林 哲朗	三好 大樹	宇賀 順子

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第3号	非農地証明願承認の件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の件
議案第5号	その他

議事は次のとおり

会長 それではただ今より、5月の定例会を開会します。本日、18番 赤股委員より欠席の届出がありましたので報告します。出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、12番 山口委員さん、13番 兼若委員さん、よろしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第4号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が3件あります。御審議よろしくお願いします。

会長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（三好）（3条申請 説明）（3条申請）

【番号1】 所有権移転（売買） 1筆
■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 長尾字■■■■番 田 2201 m² 1筆 地籍合計 2201 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 24737.64 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.02 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年4月8日
■現地調査実施日
令和8年5月8日
■営農計画書（様式第5号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 260 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転（贈与） 1筆
■譲渡人 ■■■■ ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 新規就農
■申請地 吉野字■■■■番 田 342 m² 1筆 地籍合計 342 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 342 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年4月21日
■現地調査実施日
令和8年5月8日
■営農計画書（様式第5号）
露地野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 2筆
 ■譲渡人 ■■■■■ ■譲受人 ■■■■■
 ■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
 ■申請地 真野字■■■■番■ 田 316 m² 他2筆 地籍合計 921 m²
 ■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 31409 m²
 ■自宅から申請地までの通作距離 0.35km
 ■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
 令和8年4月28日
 ■現地調査実施日
 令和8年5月8日
 ■営農計画書（様式第5号）
 水稻を作付予定
 ■農作業への従事状況
 農作業常時従事日数年間 200日
 ■経営農地の状況
 耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 4筆
 ■譲渡人 ■■■■■ ■譲受人 ■■■■■
 ■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
 ■申請地 真野字■■■■番■ 田 1432 m² 他4筆 地籍合計 2428 m²
 ■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5423 m²
 ■自宅から申請地までの通作距離 0.35km
 ■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
 令和8年4月28日
 ■現地調査実施日
 令和8年5月8日
 ■営農計画書（様式第5号）
 水稻を作付予定
 ■農作業への従事状況
 農作業常時従事日数年間 200日
 ■経営農地の状況
 耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 1筆
 ■譲渡人 ■■■■■ ■譲受人 ■■■■■
 ■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
 ■申請地 生間字■■■■番■ 畑 3406 m² 1筆 地籍合計 3406 m²
 ■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 12694 m²
 ■自宅から申請地までの通作距離 10km
 ■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
 令和8年4月7日
 ■現地調査実施日
 令和8年5月8日
 ■営農計画書（様式第5号）
 筍を作付予定
 ■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 6】 所有権移転（贈与） 6 筆

■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 生前贈与

■申請地 佐文字■■■■番 田 496 m² 他 6 筆 地籍合計 5144 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5144 m²

■自宅から申請地までの通作距離 1km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 8 年 4 月 14 日

■営農計画書（様式第 5 号）

野菜・筍を作付予定

■現地調査実施日

令和 8 年 5 月 8 日

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 鈴木委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 3-1)
それでは説明いたします。5 月 15 日に現地を確認いたしました。同日に■■さんとは面談をし、■■さんとは電話で申請内容を確認しました。現在この農地は、■■さんが耕作しておりまして、■■さんの方から話を出したそうです。■■さんも元気出してされると思います。よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号 2 の担当委員 高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 3-2)
去る 16 日に現地確認を行いました。■■さんはお祖父さんお祖母さんが亡くなって、2 年ぐらい空き家になっていました。息子さんが京都にいまして、売買したのだろうと思います。今度来られた■■さんという方は、香川県に移住された方で、車は神奈川県相馬のナンバーでしたので、そこの方だろうと思います。田になっていますが、実際は畑のようです。草がたくさん生えて周りも木が植わっていまして、屋敷の一角に 3 畝ぐらいあります。今から片付けして、野菜か何かを植えると思います。農業はされたことが一切ないようです。今は買ってこないといけないという話をいたしました。事務局の説明通りで、問題はないと思います。

会長 続きまして、番号 3 と番号 4 担当委員 松浦委員さん、よろしくお願いします。

松浦委員 (補足説明 3-3.4)
17 日に現地確認をし、■■さんところの農地は、兄の■■さんが持っていた農地でありまして、■■さんが亡くなったため、弟の甥の■■さんが相続をし、■

■さんは農地はいらないということで、この農地の近くに空き家を■■さんに売買の話を持ち掛け、双方とも売買が成立して購入することになりました。

会長 続きまして、番号5と番号6の担当委員 近石委員さん、よろしくお願いします。

近石委員 (補足説明 3-5.6)

番号5ですが、5月16日に■■さん、17日に■■さんと、別々ですが推進員の奈良さんと一緒に、現地で会い確認いたしました。■■さんは生まれたのが、帆山自治会出身だそうで、ここの畑の近所であります。この畑は竹藪でして、隣に■■さんの叔母さんの竹藪があつて、たまたま畑があつたようで、■■さんが管理に困っているようで、今回の売買になりました。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

番号6ですが、5月17日に■■さんと孫の■■さんに自宅でお会いしました。推進委員の久染さんにも来てもらいました。孫の■■さんは、■■さんの住宅の隣に家を構えていまして、直ぐ隣に住んでいます。■■さんは80歳を越えて高齢で、農業ができなくなって、お孫さんに贈与されるということです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第1号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(小林) (5条 説明) (5条申請)

【番号1】(非農家の自己住宅)／【所有権移転】

■申請地：吉野字■■■■番■ 面積 178 m² 地目 田

■農振農用地区域外農地

■農地区分：第2種農地 吉野公民館の北西 880mに位置し、県道財田まんのう線(197号線)沿道

■申請目的：非農家の自己住宅

■申請に至った経緯：

請人は現在アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い、居住スペースが不足し、住み替えを考えていたところ、親族から土地の提供をしてもらえらることとなった。

■登記簿添付：申請地1筆、併用地2筆

■被害防除計画書添付済(調整を了している)

■排水計画：雨水 ため枡設置
汚水 合併浄化槽設置

■資金調達計画：住宅ローン事前審査

■確約書添付：

土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は転用事業者及び当事者間で誠意をもって解決

■土地利用計画図添付

■土地改良区意見書：満濃池土地改良区 香川用水土地改良区

■排水承諾書：荒川又水利組合

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。議案第2号、番号1の担当委員 高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 5-1)

去る16日に、■■■■さんにお会いしまして話をいたしました。■■さんは仕事の都合と高松でもあるので、お会いできませんでした。■■さんの生まれた実家で、■■さんは弟さんで■■さんはお兄さんです。お兄さんの家の横で家を建てるということです。お父さんは道を挟んだところに家があります。大宮神社の直ぐそばです。別に問題点はないと思います。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第2号の件につきまして、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第3号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（小林）（非農地証明 説明）（非農地証明）

【番号1】 山林（荒廃）

■申請地：造田字■■■■番■ 地目 田 面積 259 m² 外2筆

合計面積 1232 m²

■農地区分：第2種農地 1筆はまんのう町役場琴南支所の北西750m、
残り2筆は仲多度南部消防組合琴南出張所の西265mと南430m

■申請目的：山林（荒廃）

以前はさつまいも、柿、水稻を栽培していましたが、約30年の間、耕作放棄になっており、現在は荒廃状態となっている。

■登記簿添付：申請地3筆

■近隣住民の30年以上未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

【番号2】 農機具置場

■申請地：吉野字■■■■番■ 地目 田 面積 41 m²

■農地区分：第2種農地 まんのう町立満濃中学校の東 390m

■申請目的：農機具置場

■登記簿添付：申請地1筆

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5) イ

耕作の事業を営む者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜のための農業経営施設（堆肥舎、畜舎、納屋等）の用に供する場合

【番号3】 山林（荒廃）

■申請地：大口字■■■■番■ 地目 畑 面積 255 m² 外1筆
合計面積 1835 m²

■農地区分：第2種農地 仲南町森林組合の北東の330m、県道財田まんのう線沿道 仲南町森林組合の北北東と400m、県道財田まんのう線から200mほど入った場所

■申請目的：山林（荒廃）

以前はたけのこを栽培していましたが、約50年の間、耕作放棄になっており、現在は荒廃状態となっている。

■登記簿添付：申請地2筆

■近隣住民の未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員、堀江委員さん、よろしくお願いします。

堀江委員 (補足説明 非-1)
5月16日に、推進委員の宮川さんと自宅を訪問いたしまして、内容と現地確認をいたしました。内容については、事務局の説明通りですので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号2の担当委員 高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 非-2)
去る16日に現地確認を行いました。■■■さんが出ていまして、奥さんに話をお伺いしました。2年ぐらい前に、本宅のリホームがあつてその時に道に入るのに川があり田んぼがありました。そこはもうコンクリートにして、現状はアスファルトになっています。そこに農機具を置くということです。別に問題点はないと思います。よろしくお願いいたします。

会長 続きまして、番号3の担当委員 岩倉副会長さん、よろしくお願いします。

岩倉副会長 (補足説明 非-3)
最適化推進委員の大西さんの農地の近くということで、案内をしてもらい現地確認をいたしました。別に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。

（質疑等なし）

会長 意見等もないようですので、採決をします。議案第３号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第３号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。

会長 続きまして、議案第４号、農用地利用集積等促進計画の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（宇賀）（農用地利用集積等促進計画 説明）

会長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質疑等なし）

会長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第４号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。

会長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の１番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局（宇賀）（合意解約・返還通知について説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようですので、その他の１番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の１番については、承認されました。ありがとうございます。

会長 続きまして、その他の２番、経営改善計画認定申請書の審査についてですが、今月の報告には「農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限」に該当する

案件があります。8 番の報告につきましては、高橋委員さんにご退席いただいて審議いたします。それでは 1 番から 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局（平井）（経営改善計画認定申請書 説明 1 番－7 番）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようでございますので、その他の 2 番、1 番から 7 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の 2 番、1 番から 7 番については、承認されました。ありがとうございました。

続きまして、8 番の報告に参りますので、高橋委員さん、退席をお願いします。

（高橋委員 退席）

会長 それでは、8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局（平井）（経営改善計画認定申請書 説明 8 番）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようでございますので、8 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の 2 番、8 番については、承認されました。ありがとうございました。それでは、高橋委員さんに入室をしていただきます。

（高橋委員 入室）

会長 続きまして、その他の 3 番、最適化活動目標に対する点検評価につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（三好）（最適化活動目標に対する点検評価について 説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質疑等なし）

会長 質疑等もないようでございます。その他の 3 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の３番について、承認されました。ありがとうございました。

会長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局（小林）（来月日時等説明）
 6月の予定につきましてお知らせいたします。
 農地法申請 6月 5日（金） 締め切り
 定例会 6月 22日（月） 午前9時30分から

会長 （閉会あいさつ）
 以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。